

### I. 事実の概要

5 看護師であるXは、入院患者Aに風邪薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。他方で、別の看護師Yも、Aに対して風邪薬と一緒に飲む予定の胃薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。その後Aは、これらの事情に気付かないまま、支給された両方の劇薬と一緒に飲み、死亡した。

10 尚、XとYの間に意思の連絡はなく、両社が支給した劇薬は、まったく同種・同量の物であり、どちらの劇薬の作用によりAが死亡したのかは明らかでない。

XとYの罪責を検討せよ。

### II. 問題の所在

15 択一的競合の場合において、結果発生の現実的危険性を有する行為が行われたとしても、実際に何が結果発生を導いたのか断定できないため、「あれなければこれなし」という条件関係が認められず、因果関係が否定されるのではないか。

### III. 学説の状況

#### A説 条件関係修正説<sup>1</sup>

20 択一的競合の場合において、「あれなければこれなし」という条件公式に修正を加えて、すべての行為がなかったならば結果が発生しなかったであろうといえる場合には、すべての行為について条件関係を肯定するという説。

#### B説 条件関係否定説<sup>2</sup>

25 択一的競合の場合において、条件公式を修正せず、一方の行為がなくても結果が発生したといえるのであるから、行為と結果との間の条件関係を否定するという説。

#### C説 合法則的条件説<sup>3</sup>

30 条件公式を放棄し、行為と結果の間をつなぐ事実的経過を順次にたどりつつ検討し、それぞれが自然法則により説明できる形につながっている場合、つまり「あれあればこれあり」の関係があるときは条件関係が肯定されるとする説。

---

<sup>1</sup> 川端博『刑法総論講義〔第3版〕』（成文堂、2013年）146頁。

<sup>2</sup> 西田典之『刑法総論〔第2版〕』（弘文堂、2010年）93頁以下。  
高橋則夫『刑法総論〔第3版〕』（成文堂、2016年）122頁。

<sup>3</sup> 大塚裕史『刑法総論の思考方法〔第4版〕』（早稲田経営出版、2012年）72頁以下。  
井田良『刑法総論の理論構造』（成文堂、2005年）52頁。

#### IV. 判例

該当判例なし。

#### V. 学説の検討

##### 5 B 説 条件関係否定説について

確かに、条件公式を維持して、択一的競合の場合には条件関係を否定すべきであり、B 説が妥当であるとも思える。

- 10 しかし、①独立して人を殺害しうる行為をし、その結果人が死んでいるのに両者とも殺人未遂とするのは常識に反すること、②少なくとも半分は結果の発生に寄与していること、③実行行為に予定されている結果が発生しているのにその点の責任を実行行為者に問えないのは不合理であること、④重疊的因果関係の場合と比べ、より危険な行為をしていながら未遂にとどまるのは不均衡であることから、実際の処理として、この場合の条件関係を否定するのは妥当でない。

よって、検察側は B 説を採用しない。

##### 15 C 説 合法則的条件説について

C 説については、①事実と事実の間の自然科学的なつながりを確認するには適しているが、刑事責任の基礎を明確化し限定付ける機能を営むものではない。②同説で判断される「条件関係」は、結果が発生した以上(ほとんどの場合)肯定されるので、犯罪論の成立要件が「犯罪の成否を選別するもの」であることを考えると条件関係を独立した犯罪成立要件として位置付ける実益が乏しいことから、妥当ではない。

- 20 よって、検察側は C 説を採用しない。

##### A 説 条件関係修正説について

- 25 X の行為と Y の行為は現実に競合しているのであるから、両者の行為を別々に評価するのは妥当でなく、適切な結論を導くためにはこれらを一括して取り除く必要がある。このように考えると、これらを共に取り除けば結果が発生せず、競合する行為と結果との間に事実的な結びつきが認められる場合には条件関係を認めることができ、結論の妥当性が保たれる。

よって、検察側は A 説を採用する。

#### VI. 本問の検討

##### 30 1.X の罪責

(1)看護師である X が、入院患者 A に過失によって致死量の劇薬を支給し死亡させた行為は、業務上過失致死傷罪(211 条前段)にあたるか。

(2)「業務」とは、社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務であり、他人の身体・生命に危害を加える恐れがあるものをいう。

- 35 本問について、X は看護師であり、入院患者に対して薬を支給する等、人の生命・身体に関わる行為を行う社会生活上の地位にあるといえる。またこれらの行為は、人の身体・生命に危害を加える恐れが十分ある行為であり、「業務」にあたる。

また、過失が認められるので「必要な注意を怠った」といえる。

よって、Xは業務上過失致死罪の実行行為が認められる。

(3)さらにXは、Aの死亡という構成要件的结果を発生させている。

(4)では、因果関係が認められるか。

- 5 因果関係を認めるには、その前提として、行為と結果との間に条件関係がなければならない。もっとも、本件では、Xの行為がなくてもAは死亡したといえ、またYの行為がなくてもAは死亡したといえる。そのため、本事例のXYそれぞれの行為と死の結果との間には条件関係が認められない。しかし、XYが致死量の半分の毒しか入れてない場合に、XYとも条件関係が認められることからして、上記結論は妥当ではない。

- 10 そこで、条件関係を修正し、いくつかの行為のうち、すべての場合を一括して除き結果が発生しない場合、全ての条件につき条件関係が認められると解する。

本問について、XY双方の行為を除けばAの死という結果が発生しないため、条件関係が認められる。

また、Xの行為はそれだけで、死の結果を導く危険な行為といえ、まさに当該行為が内包する危険が結果として現実化したといえる。

よって、Xの当該行為とAの死の結果との間に因果関係が認められる。

- 15 (5)Xの行為について、業務上過失致死罪(211条前段)が成立する。

## 2.Yの罪責

(1)YがAに過失によって劇薬を支給しAを死亡させた行為について、業務上過失致死罪(211条前段)が成立するか。

- 20 (2)Yは看護師であり、入院患者に対して薬を支給する等、人の生命・身体に関わる行為を行う社会生活上の地位にあるといえる。これらの行為は、人の身体・生命に危害を加える恐れが十分ある行為であり、「業務」にあたる。

また、過失が認められるので「必要な注意を怠った」といえる。

よって、Yは業務上過失致死罪の実行行為が認められる。

(3)さらにYは、Aの死亡という構成要件的结果を発生させている。

- 25 (4)XY双方の行為を除けばAの死という結果が発生しないため、条件関係が認められる。

また、Yの行為はそれだけで、死の結果を導く危険な行為といえ、当該行為が内包する危険が結果として現実化したといえるため、Xの当該行為とAの死の結果との間に因果関係が認められる。

(5)よって、Yの行為について、業務上過失致死罪(211条前段)が成立する。

## 30 VII. 結論

XYそれぞれの行為につき、業務上過失致死罪(211条前段)が成立する。

以上